

# 本会議のあらまし

平成30年館林市議会第2回定例会は、6月8日から21日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め15件、報告2件で、審議の結果、いずれも原案のとおり承認、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

## 条例の制定

▽館林市駐車場条例Ⅱ館林駅西口駅前広場内に設置する駐車場についての、運用及びその取扱いについて必要な事項を定めるものです。

駐車台数が一般車用31台、身障者用1台、計32台のゲート式コインパーキングの時間貸し有料駐車場を今年度内に整備し、名称を「館林駅西口駅前広場駐車場」として、広場及び駐車場工事の竣工後から供用開始を予定しているものです。使用料については、駐車開始から12時間までは1時間ごとに100円としますが、駅利用者の利便性を考慮し、



館林駅西口駅前広場

駐車開始から30分間は無料とし、24時間での最大料金を1200円、24時間を超えた場合は同じ料金体系を繰り返すもので、使用料の減免や不徴収、不返還、割増金等の条項を設けるため、本条例を制定するもので、全員一致で可決されました。

## 条例の改正

▽館林市税条例等の一部を改正する条例Ⅱ地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税において、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整として、均等割非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げるとともに、基礎控除の適用に、前年度合計所得金額を2500万円以下とする所得要件を創設するものです。

また、市たばこ税において、新たに加熱式たばこの課税区分を設け、紙巻きたばこの本数への換算方法について「重量」によるものから「重量」と「価格」によるものとし、本年10月1日から5年間をかけて段階的に移行するものです。さらに、紙巻きたばこの税率を本年10月1日から3年間をかけて引き上げるとともに、旧3級品の紙巻きたばこの税率の引き上げ期日を来年の4月1日から10月1日に変更するものです。



次に、固定資産税において、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資等に係る課税標準の特例について、わがまち特例が導入されたことに伴い、本市の特例割合をゼロとする項目を追加規定するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市都市計画税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税と同様に、都市計画税にも適用がある課税標準の特例が改正されたことから所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例Ⅱ学校給食

センターの移転に伴い、移転前の学校給食センターは、小学校分の給食を調理する館林市立学校給食センターと中学校分の給食を調理する館林市立第二学校給食センターが別建物であったため、分けて位置指定をしていましたが、移転後は同一の建物内で調理することとなるため、同一の位置指定とするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



建設中の学校給食センター

## その他の議案

▽市道2級35号線ほか1路線の路線廃止についてⅡ館林市広域防災拠点整備事業用地の第1期造成工事が完